

# 単価契約仕様書

環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課

(担当：木田、金崎 電話 222-3952)

|      |                          |
|------|--------------------------|
| 件名   | (単価契約) 不用物品売却 (紙パック) 下半期 |
| 予定数量 | 紙パック 18,000kg/半期         |
| 契約期間 | 令和8年10月1日 ~ 令和9年3月31日    |
| 契約条件 | 欄外「売却に関する仕様書」のとおり        |

## 売却に関する仕様書

本仕様書は、令和８年度下半期において、京都市（以下「甲」という。）の不用物品のうち甲が回収する家庭から排出された紙パックを、売却業者（以下「乙」という。）へ売却する事務に関し必要な事項を定めるものとする。

- 1 甲が売却により乙へ引き渡す紙パックは、甲が市民からの持ち込みなどにより回収した飲料用紙パックとし、次項に記載するストックヤードで保管容器に入れて保管するものとする。
- 2 紙パックの引取場所は、以下のストックヤードとする。ただし、事情により変更する可能性がある。

| 名 称           | 所在地               |
|---------------|-------------------|
| 上京リサイクルステーション | 京都市上京区甲斐守町 100    |
| 生活環境美化センター    | 京都市南区西九条森本町 37    |
| 東部まち美化事務所     | 京都市左京区高野西開町 34-3  |
| 山科まち美化事務所     | 京都市山科区小野弓田町 3     |
| 南部まち美化事務所     | 京都市南区西九条森本町 50    |
| 西部まち美化事務所     | 京都市右京区西院西貝川町 57-1 |
| 西京まち美化事務所     | 京都市西京区樫原秤谷町 37    |
| 伏見まち美化事務所     | 京都市伏見区横大路千両松町 447 |

- 3 乙のストックヤードへの引取回数、曜日は以下のとおりとする。  
なお、積込み、引取り及びその他の作業について、細心の注意を払って行うこと。  
また、回収後の空の保管容器は甲の指示に従い片付けること。

| 名称            | 引取回数    | 曜日（祝日等を含む）                | 備考     |
|---------------|---------|---------------------------|--------|
| 上京リサイクルステーション | 1 回以上／週 | 水曜日又は金曜日のいずれかの曜日に回収を行うこと。 | 祝日等も含む |
| 生活環境美化センター    |         |                           |        |
| 各まち美化事務所      |         |                           |        |

- 4 乙は、紙パックの引取りについて、次の事項を遵守しなければならない。
  - (1) 原則、引取当日に全量を引き取ること。万が一、全量の引取りができない場合には、甲と調整のうえ、翌日には必ず引き取ること。
  - (2) 引取時間帯は、以下のとおりとする。
    - ア 各まち美化事務所：９時から１３時まで、及び１４時から１６時３０分まで
    - イ 生活環境美化センター：９時から１０時まで、及び１５時から１６時３０分まで
    - ウ 上京リサイクルステーション：９時から１７時まで
  - (3) 発生量が多くなり、ストックヤードでの保管が困難になった際などには、甲が乙の施設へ持ち込むことも可とすること。
  - (4) その他、発生量の多寡や休日の引取りなどの事情により、引取日時を調整する必要があるときは、予め甲乙協議する。
- 5 乙は、運搬に使用する車両の種別を予め甲へ連絡しなければならない。

- 6 乙は、紙パックの積込み、引取り及びその他の作業において、次の事項を遵守しなければならない。
- (1) 積荷が輸送中に飛散しないように注意すること。
  - (2) 甲の職員の作業に支障を生じないように注意すること。
  - (3) 作業に当たっては、甲の職員の指示に従うこと。
  - (4) 作業に伴い生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。ただし、甲の故意又は過失により生じた損害を除く。）は、乙が責任を負うこと。
- 7 乙は、紙パックの売却事務において、次の事項を遵守しなければならない。
- (1) スtockヤードごとに毎回の回収量を計量し、毎月末に報告すること。
  - (2) 契約期間満了後、翌月 5 日までに見積書を提出すること。
  - (3) 甲の発行する納入通知書により、発行日から 14 日以内に代金を納入すること。
  - (4) 京都市契約事務規則及び関係法令を遵守すること。
- 8 引き取った紙パックに含まれる異物については、乙の責任において適正に処理を行うこと。
- 9 予定数量は、過去の実績に基づく予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。
- 10 本仕様書に定めのない事項については、その都度、甲乙協議により定める。